

第 1 漁港漁場整備法施行令第 6 条第 1 項に規定する漁港整備財産台帳の様式
日本工業規格 A 4
(表紙)

漁 港 整 備 財 産 台 帳
<u>一 般 会 計 所 属</u>
<u>行政財産又は普通財産</u>
<u>公共用財産又は公用財産</u>
農 林 水 産 省

調製要領

- 1 台帳は、公共用財産についてはこの告示に定める公共用財産の調製要領及び記載要領により調製し、公用財産又は普通財産についてはこの告示に定める調製要領及び記載要領に定めるもののほか、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号。以下「細則」という。）第 2 条に定める第 1 号様式（国有財産台帳）の調製要領及び記載要領、細則第 5 条に定める別表第 1 の国有財産区分種目表並びに細則第 8 条に定める別表第 2 の国有財産増減事由用語表により調製する。
- 2 口座は、漁港ごとに設け、当該漁港の名称をもって口座名とする。
- 3 台帳は、一の口座に属する漁港整備財産を種目ごとに別葉として調製する。
- 4 台帳は、各口座における漁港整備財産を公共用財産、公用財産及び普通財産に区分し、各財産別にそれぞれ別冊とする。
- 5 公共用財産については、口座ごとに（概要）を付し、別表の漁港整備財産の公共用財産区分種目表に定める区分種目の順序によりとじ合わせ、公用財産及び普通財産については、細則第 5 条に定める別表第 1 の国有財産区分種目表に定める区分種目の順序によりとじ合わせる。
- 6 台帳区分に登録する公共用財産の数量の単位は、別表漁港整備財産の公共用財産区分種目表の定めるところによるものとし、その端数は、これを切り捨てる。ただし、その数が単位未満のもの又は特に単位未満の存する必要があるものについては、この限りでない。
- 7 台帳に登録する公用財産及び普通財産の数量の単位については、細則第 6 条の規定による。
- 8 台帳には、当該台帳に登録された漁港整備財産についての漁港整備完成平面図（当該台帳に登録された当該財産の番号を記載したものをいう。）を添付して当該財産の位置を明らかにし、かつ、漁港の区域平面図、標準断面図等を添付する。
- 9 公共用財産における索引番号のつけ方、ページ数のつけ方、台帳の型式、用紙の色分け等については、公用財産及び普通財産の場合に準ずるものとする。

(概 要)

口座名

所 在 都道 郡市 町 番地
府県 区 村

索引番号

概

起 工 年 月 日

年 月 日

しゅん工年月日

年 月 日

要

事 業 の 沿 革

管た
理場
を合
委
託
し

管 理 受 託 者 名

所在地

漁港整備財産取扱規則
第6条の規定による国
以外の者の使用、収益
等の場合の概要

ページ

記載要領

事業の沿革欄には、当該特定漁港漁場整備事業の開始の日から本台帳作成の日までの沿革について簡明に記載すること。

口座名

所在

府県

☒

村

番地

黑

記載要領

- 1 異動年月日欄には、得喪変更(管理の委託を含む。以下同じ。)の年月日を記載すること。
- 2 種類欄には、種目の固有の名称を記載すること。
- 3 番号欄には、一連番号を記載すること。
- 4 用途欄には、当該土地が何の用に供されているかを明記すること。
- 5 数量欄には、基本施設である工作物の敷地であるものについては記載を要しない。
- 6 取得価格欄には、その土地の建設価格その他の取得価格を記載すること。
- 7 一の財産についての最初の台帳記載以後において所管換え、所属替え、種別替えその他当該財産の減少を伴う異動があった場合における記載は、朱書とすること。

(公共用財産 ― 工作物)

口座名

都道 郡市 町
府県 区 村 番地
所 在

公 共 用 財 産	区 分	工作物		種 目						索引番号		
	異 動 年月日	番号	種 類	しゅん 工年度	所 在	構造及び規模	数量	取得価格	得喪変更の事由	備 考		
								円				
												だ い だ い
											ページ	

記載要領

- 1 異動年月日欄の記載については、公共用財産 ― 土地の記載要領によること。
- 2 種類欄の記載については、公共用財産 ― 土地の記載要領によること。
- 3 構造及び規模欄には、附帯工作物（例えば暗きょ、側溝等）があるときは、その附帯工作物名を併せて記載すること。
- 4 当該工作物が漁具干場、野積場、加工場（天日加工場）等更地であるときは、当該工作物の種類を種類欄に記載し、他の欄には、「土地の欄と同じ。」と記載すること。ただし、この場合において前記工作物に舗装、側溝等の附帯工作物があるときは、種類欄には当該工作物の種類を記載し、他の欄には、その附帯工作物のみについて記載すること。
- 5 一の財産についての最初の台帳記載以後において、所管換え、種別替えその他当該財産の減少を伴う異動があった場合における記載は、朱書とすること。

(土 地)

口座名 _____
都道 都市 町
所 在 府 県 区 村 番地

													索引番号						
普通(公用)財産	区 分 種 目	土 地	地 番 別 明 細	地番	数量	地番	数量	沿 革		測 量		境 界							
	用 途												用 益 物 権 等		附 属 図 面	番号	名称	番号	名称
	異 動 年 月 日	増減理由		増	額	減	額		現 在	額	登	記	備 考	文書日付	記載年月日	印			
				数量	価格	数量	価格		数量	価格	年月日	目的		記号番号	照合年月日	印			
					円		円			円									
	~~~~~																		
~~~~~																			
													ページ						
															黒				

記載要領

- 1 異動年月日欄には、得喪変更その他登録を要する事由(貸付けを含む。)の発生した年月日を記入する(以下各葉の異動年月日欄の記入について同じ。)。
- 2 用途欄には、当該土地が何の用に供されているかを明らかにすること。
- 3 備考欄には、土地を漁港管理者に貸付し、又は譲渡した場合に、その漁港管理者名及び貸付料又は譲渡価格を記入すること。
なお、貸付けに当たっては、その旨を併せて記入すること(以下各葉の備考欄の記入について同じ。)。

(工作物)

口座名 _____
都道 都市 町
所 在 府 県 区 村 番地

														索引番号					
普通(公用)財産	区分	工 作 物	細 分					沿					借 地	所有者 又は 賃借人 数 量					
	種目																		
	用途		構造及び規模等					革					附 属 図 面	番 号	名 称	番 号	名 称		
	建物 番号																		
	異 動 年 月 日	増 減 理 由		増	額		減	額		現	在		額	備 考	文 書 日 付		記 載 年 月 日		印
			数 量	価 格		数 量	価 格		数 量	価 格					記 号 番 号	照 合 年 月 日		印	
				円			円			円									だ い だ い
																		ページ	

記載要領
工作物の一の種目について構造又は細分を異にするものがある場合には、なるべくこれを別葉とすること。ただし、これを併記する場合
にあつては、構造及び規模ごとに番号を付け構造及び規模欄に記載すること。

(総括)

口座名

都道 郡市 町
所 在 府県 区 村 番地

[illegible]

記載要領

1の口座ごとに普通財産の全部を国有財産区分種目表に定める区分、種目の順序に従って計上し、末尾に価格の計を付けること。

なお、増減を記入する場合は、その都度前段の順序に従って記入するとともに、増減のあった種目の現在額欄の数量価格を差引記入すること。